

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| ◎ 訓 令 | 所管課（室）名 |
|--------------------------------|-------------|
| ○長崎県職員の記章に関する規程の一部改正 | 人 事 課 |
| | |
| ◎ 告 示 | |
| ・証紙売りさばき人の指定の一部改正 | 税 務 課 |
| ○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正 | 地域づくり推進課 |
| ・救急病院の認定 | 医 療 政 策 課 |
| ・森林病虫害等の防除命令（2件） | 森 林 整 備 室 |
| ・道路の区域変更 | 道 路 維 持 課 |
| ・道路の供用開始（8件） | ” |
| | |
| ◎ 公 告 | |
| ・落札者等 | 水 環 境 対 策 課 |
| ・換地処分 | 農 村 整 備 課 |
| ・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更 | 建 築 課 |
| | |
| ◎ 人事委員会訓令 | |
| ○長崎県人事委員会事務局職員の記章に関する規程の一部改正 | 人事委員会事務局 |

訓 令

長崎県訓令第1号

本 庁
地方機関

長崎県職員の記章に関する規程（平成3年長崎県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

別図中「純銀製」の次に「、丹銅製又は黄銅（真鍮）製」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第134号

証紙売りさばき人の指定（平成24年長崎県告示第801号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| | |
|---|---------------------------------------|
| <p>にあつては、 車両1両あたり390千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> | <p>種鉄道 事業者</p> |
| <p>(4) 軌道事業者 にあつては、 車両1両あたり80千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> | <p>(4) 軌道 運輸事 業者</p> |
| <p>(5) 航路事業者 にあつては、 カーフェリー 1隻あたり 14,000千円、 20トン以上の 旅客船1隻あ たり8,600千 円、20トン未 満の旅客船1 隻あたり900 千円とし、主 に長崎県内の 航路で事業を 実施するため に保有し、か つ使用する隻 数を乗じた額 とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運</p> | <p>(5) 一般 旅客定 期航路 事業者</p> |

| | | | | |
|----|------------|------------|---|--|
| | | | <p>営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。</p> <p>(6) 航空路事業者にあつては、航空機1機あたり27,900千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する機体数を乗じた額とする。</p> <p>(7) タクシー事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内であるタクシー1台あたり20千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。ただし、福祉対象車両は除く。</p> <p>(8) 自動車運転代行事業者にあつては、自動車検査証の有効期間内である随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</p> | <p>(6) 本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)</p> <p>(7) 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)</p> <p>(8) 自動車運転代行事業者</p> |
| 24 | 長崎県 貨物自 | 燃料費 高騰の | 次に掲げる事業に要する経費 | 公益社団 法人長崎 |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|--|----------------|
| <p>自動車運送事業継続緊急支援補助金</p> | <p>影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。</p> | <p>(1) 燃料高騰支援 公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者（協会非加盟事業者も含む。）に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費 ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として届け出た車両1台あたり40千円 イ 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に小型自動車として届け出た車両1台あたり20千円 ※ただし、1事業者あたり、5,000千円を上限とする。 「対象車両」 ① 申請時点において自動車検査証の有効期間内である事業用車両 ② 令和5年6月30日時点で県内営業所に配置されており、申請時点で引き続き長崎県内</p> | <p>(1) 10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p> | <p>県トラック協会</p> |
|-------------------------|---|---|--|----------------|

| | | | | | |
|----|----------------------------|---|---|--|-----------|
| | | | <p>において事業を行う車両。ただし、長崎又は佐世保の緑ナンバーに限る。</p> <p>③ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両。ただし、長崎運輸支局に靈きゅう自動車として届け出たものを除く。</p> | | |
| | | | <p>(2) 支援事務費</p> <p>ア 燃料高騰支援に係る事務のために雇用した者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費</p> <p>イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料</p> | <p>(2) 10分の10以内の額。ただし、500千円を上限とする。</p> | |
| 25 | 長崎県 離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金 | <p>燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者に対して、事業の継続に繋げるた</p> | <p>支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨物船を含むものとする。支援金の額は、ロールオン・ロールオ</p> | <p>10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p> | 離島貨物航路事業者 |

| | | | | | |
|----|-----------------------------------|--|---|--|---|
| | | <p>めの支援金を交付する。</p> | <p>フ船1隻あたり8,700千円、貨物船1隻あたり2,100千円とする。ただし、交付申請時点で事業実施のために使用している船舶に限る。なお、ドック時の代船は除く。</p> | | |
| 26 | <p>長崎県地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金</p> | <p>地域公共交通のデジタル化等による利用者の利便性向上を図るため、長崎県地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金を交付する。</p> | <p>国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和5年3月24日 国総地第107号、国鉄総第492号、国鉄都第218号、国鉄事第827号、国自旅第530号、国自技環第208号、国海内第241号、国空事第1249号）（以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則」という。）第8条及びポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱附則（令和5年2月8日 国総地第83号、国総モ第99号、国鉄総第394号、国鉄都第135号、国鉄事第629号、国鉄施第252号、国自旅第420号、国海内第119号、国海外第364号、国港総第602号、国空総第1068号、観産第481号、観参第631号）（以下「ポストコロ</p> | <p>補助対象経費の10分の7以内の額から国庫補助金の交付決定を受けた額を控除した額</p> | <p>一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。） 第一種鉄道事業者 軌道運輸事業者</p> |

| | | | | | |
|----|---|--|--|--|---|
| | | | <p>ナを見据えた受 入環境整備促 進事業補助金交 付要綱附則」と いう。)第8条 第2項において 準用する第31条 による補助金の 交付決定(以下 「国庫補助金の 交付決定」とい う。)を受けて いるもののう ち、公共交通事 業者が地域公共 交通のデジタル 化・システム化 (以下「デジタ ル化等」とい う。)により、 直接的に利用者 の利便性向上に 資する設備を導 入するために要 する経費</p> | | |
| 27 | 長崎県 公共交 通事業 燃料等 高騰対 策支援 事業支 援金 | <p>燃料等 高騰の 影響に よる経 費の増 加に伴 い、厳 しい経 営環境 にある 公共交 通事業 者等 に対し て、事 業の継 続に繋 げるた めの支 援金を 交付す る。</p> | <p>(1) 路線バス事 業者にあつて は、自動車検 査証の有効期 間内である乗 合バス(11人 乗り以上)1 台あたり100 千円とし、主 に長崎県内の 路線で事業を 実施するため に保有し、か つ使用する台 数を乗じた額 とする。</p> <p>(2) 貸切バス事 業者にあつて は、自動車検 査証の有効期 間内である貸 切バス1台あ たり80千円と し、長崎県内 で保有し、か つ使用する台 数を乗じた額 とする。</p> <p>(3) 鉄道事業者 にあつては、</p> | <p>令和5年 12月1日 時点で事 業に使用 する台 数、車両 数、隻数 及び機数 を基準と し、予算 の範囲内 において 定める額 とする。</p> | <p>(1) 一般 乗合旅 客自動 車運送 事業を 営む者 のう ち、路 線定期 運行事 業者</p> <p>(2) 一般 貸切旅 客自動 車運送 事業者</p> <p>(3) 第一 種鉄道</p> |

| | |
|---|---|
| <p>車両1両あたり390千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> <p>(4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり80千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり14,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり8,600千円、20トン未満の旅客船1隻あたり900千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために保有し、かつ使用する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運営費等補助を</p> | <p>事業者</p> <p>(4) 軌道 運輸事 業者</p> <p>(5) 一般 旅客定 期航路 事業者</p> |
|---|---|

| | | | | | |
|----|-------------------|-------------------|---|-----------------------|---|
| | | | <p>受けている航路に使用する船舶を除くこととする。</p> <p>(6) <u>航空路事業者</u>にあっては、<u>航空機1機あたり27,900千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する機体数を乗じた額とする。</u></p> <p>(7) <u>タクシー事業者</u>にあっては、<u>自動車検査証の有効期間内であるタクシー1台あたり20千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。ただし、福祉対象車両は除く。</u></p> <p>(8) <u>自動車運転代行事業者</u>にあっては、<u>自動車検査証の有効期間内である随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</u></p> | | <p>(6) <u>本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)</u></p> <p>(8) <u>自動車運転代行事業者</u></p> |
| 28 | 長崎県 貨物自 動車運 | 燃料費 高騰の 影響に | 次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃料高騰支 | (1) 10分 の10以 内の | 公益社団 法人長崎 県トラッ |

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|-------------------------------------|------------|
| <p>送事業 継続緊急 補助金</p> | <p>よる経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。</p> | <p>援 公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者（協会非加盟事業者も含む）に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費</p> <p>ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として届け出た車両1台あたり40千円</p> <p>イ 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に小型自動車として届け出た車両1台あたり20千円</p> <p>※ただし、1事業者あたり、5,000千円を上限とする。</p> <p>「対象車両」</p> <p>① 申請時点において自動車検査証の有効期間内である事業用車両。</p> <p>② 令和5年11月30日時点で県内営業所に配置されており、申請時点で引き続き長崎県内において事</p> | <p>額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p> | <p>ク協会</p> |
|-----------------------------|--|---|-------------------------------------|------------|

| | | | | | |
|----|----------------------------|---|--|--|-----------|
| | | | <p>業を行う車両。ただし、長崎又は佐世保の緑ナンバーに限る。</p> <p>③ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両。ただし、長崎運輸支局に霊きゅう自動車として届け出たものを除く。</p> | | |
| | | | <p>(2) 支援事務費</p> <p>ア 燃料高騰支援に係る事務のために雇用した者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費</p> <p>イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料</p> | <p>(2) 10分の10以内の額。ただし、500千円を上限とする。</p> | |
| 29 | 長崎県 離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金 | 燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための支 | <p>支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨物船を含むものとする。支援金の額は、ロールオン・ロールオフ船1隻あたり</p> | <p>10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p> | 離島貨物航路事業者 |

- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第138号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間

(1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、雲仙市、南島原市、佐世保市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和6年5月20日から令和6年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 雲仙市小浜町北木指耆丁田831番1地先から 雲仙市小浜町北木指耆丁田835番地先まで | 前 | 11.0~13.4 | 87.9 | |
| | 後 | 11.0~13.4 | 87.2 | |

長崎県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|--|---------------------|
| 一般県道 平瀬佐世保線 | 佐世保市広田2丁目154番地先から 官公有無番地先（佐世保市広田2丁目160番3）まで | 令和6年3月30日 午前5時から |

長崎県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 206号 | 西海市西彼町白似田郷字中田原1853番4地先から 西海市西彼町白似田郷字宮ノ脇2038番1地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 206号 | 西海市西彼町白似田郷字宮ノ脇2038番1地先から 西海市西彼町白似田郷字宮ノ脇2036番1地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|------------------|--|-----------|
| 主要地方道 佐々鹿町江迎線 | 佐世保市小佐々町楠泊1821番21地先から 佐世保市小佐々町楠泊1821番20地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------------------|--|-----------|
| 主要地方道 佐世保吉井松浦線 | 佐世保市吉井町直谷1239番6地先から 佐世保市吉井町直谷1236番6地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 251号 | 雲仙市小浜町北木指壺丁田18番5地先から 雲仙市小浜町北木指壺丁田835番地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 204号 | 北松浦郡佐々町口石免1508番2地先から 北松浦郡佐々町口石免1501番1地先まで | 令和6年3月12日 |

長崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|--|-----------|
| 一般県道 初瀬印通寺線 | 壱岐市郷ノ浦町初山東触字遯ノ元1448番1地先から 壱岐市郷ノ浦町初山東触字遯ノ元1448番1地先まで | 令和6年3月12日 |

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 業務の名称
5債都流維第1-1号 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県県央振興局管理部総務課経理班
〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号 電話 0957-22-0010
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和6年2月22日
- 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番10号
キューセツAQUA株式会社 代表取締役 大野 征博
- 落札価格
945,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日
令和6年1月9日
- 落札方法
最低価格

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））駄野地区に係る換地処分をした。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定構造計算適合性判定機関の判定の業務を行う事務所の所在地の変更（公告）

次のとおり、委任した指定構造計算適合性判定機関より、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和6年3月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 委任番号 第4号
- 名称及び住所 株式会社 建築構造センター
東京都新宿区新宿1丁目8番1号
- 変更する事項 判定の業務を行う事務所の所在地（大阪事務所の追加）
- 変更内容 （新）(1) 本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号

- | | | |
|--------|--------|----------------------|
| (2) | 東北事務所 | 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 |
| (3) | 福島事務所 | 福島県郡山市中町11番5号 |
| (4) | 群馬事務所 | 群馬県高崎市八島町262番地 |
| (5) | 埼玉事務所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 |
| (6) | 千葉事務所 | 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 |
| (7) | 神奈川事務所 | 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 |
| (8) | 長野事務所 | 長野県長野市南県町1082番地 |
| (9) | 愛知事務所 | 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 |
| (10) | 三重事務所 | 三重県四日市市浜田町12番18号 |
| (11) | 大阪事務所 | 大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番15号 |
| (12) | 山陰事務所 | 島根県松江市中原町6番地 |
| (13) | 岡山事務所 | 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 |
| (14) | 広島事務所 | 広島県広島市中区八丁堀15番6号 |
| (15) | 香川事務所 | 香川県高松市亀井町2番1号 |
| (16) | 愛媛事務所 | 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 |
| (17) | 福岡事務所 | 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 |
| (18) | 佐賀事務所 | 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 |
| (19) | 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町3番4号 |
| (20) | 鹿児島事務所 | 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 |
| (21) | 沖縄事務所 | 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 |
| (旧)(1) | 本社 | 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 |
| (2) | 東北事務所 | 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 |
| (3) | 福島事務所 | 福島県郡山市中町11番5号 |
| (4) | 群馬事務所 | 群馬県高崎市八島町262番地 |
| (5) | 埼玉事務所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 |
| (6) | 千葉事務所 | 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 |
| (7) | 神奈川事務所 | 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 |
| (8) | 長野事務所 | 長野県長野市南県町1082番地 |
| (9) | 愛知事務所 | 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 |
| (10) | 三重事務所 | 三重県四日市市浜田町12番18号 |
| (11) | 山陰事務所 | 島根県松江市中原町6番地 |
| (12) | 岡山事務所 | 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 |
| (13) | 広島事務所 | 広島県広島市中区八丁堀15番6号 |
| (14) | 香川事務所 | 香川県高松市亀井町2番1号 |
| (15) | 愛媛事務所 | 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 |
| (16) | 福岡事務所 | 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 |
| (17) | 佐賀事務所 | 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 |
| (18) | 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町3番4号 |
| (19) | 鹿児島事務所 | 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 |
| (20) | 沖縄事務所 | 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 |

5 変更日 令和6年3月13日

人事委員会訓令

長崎県人事委員会訓令第1号

長崎県人事委員会事務局

長崎県人事委員会事務局職員の記章に関する規程（平成3年長崎県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

別図中「純銀製」の次に「、丹銅製又は黄銅（真鍮）製」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト